

公告第 5 号

公 示 送 達 書

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるから、当所において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付する。

地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和8年8月7日

京都府府税事務所長



記

[illegible]

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変更納期限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	福永 修司	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	明田 株式会社	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	森口 まり	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	森 直樹	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	酒々井 和一	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	吉田 欽哉	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	溝口 智士	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	施 銘	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	清水 涼太	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	日高 通彦	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	山口 小百合	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変更納期限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	若崎 元紀	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	長谷川 研太	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	小柳 洋貴	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	甲谷 紀明	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	小菅 征巳	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	中村 努	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	林 隆一	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 Chiaarz	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	遠藤 大輔	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	國井 秀一	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	山中 走	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変更納期限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	金 貞美	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	副島 巧	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	ZHAO SIHAO	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	松魚 寛之	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	ZHU YINGJIE	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	安田 友貴	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	後藤 良正	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	遠藤 功樹	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	多田 瑛	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	梅田 太一	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 イディオムコンテ	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変更納期限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	福田 拓真	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	岩腰 裕史	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	岡崎 勇希	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	山田 真之介	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	キャナリープランニング 合同会社	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	伊地 弘貴	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	堀越 拓真	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	眞里谷 大地	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	北 竜司	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	黒坂 奈央子	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	板山 裕哉	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変更納期限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	勝部 真代	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	和田 泰暢	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	橋口 結希	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	小松原 俊	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	有限会社 菊住	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 WARABE	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	橋村 晋太郎	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	大江 武史	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	井関 光	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	永見 久美子	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	隆道 憂起	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変更納期限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	岡田 圭太郎	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	田口 圭一	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	楢垣 哲也	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	山内 勇佑	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	新井 拓也	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	水谷 征毅	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	前田 武	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	吉村 航成	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	椿原 連太郎	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	藤田 雅也	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	磯田 和人	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変更納期限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	鈴木 集介	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	篠田 聖賢	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	北方 秀則	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	徳永 孝	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	有限会社 カウンターブラン	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 タマコウ	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	福富 千翔	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	松川 喜治	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	野中 茂	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	北田 昂祐	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	池上 伸介	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変 更 納 期 限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	内田 時渡	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	林 優里香	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	大隈 琴葉	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	安嵐 株式会社	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	山崎 正浩	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	辻 勇貴	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 ハンドグローイング	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	北山 輝	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	西尾 竜星	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 清誠	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	平沼 貴志	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変更納期限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 Connect	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	荒田 充	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	蛸 頭治	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	齋藤 数子	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	森 和美	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	辰島 郷也	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	成田 知孝	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	有限会社 ゲインネットワークサポート	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	内田 月乃	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	田中 堯行	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	菅 太志朗	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変 更 納 期 限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	河野 圭太郎	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	終本 和也	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 安川建設	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	八木 成美	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 ソーカ工務店	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 清誠	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 グリーンランド	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	小鷹 和雄	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	竹嶋 勇平	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	栗林 和也	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	佐々木 雄大	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変 更 納 期 限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	松本 智重	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	藤原 伸二	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	小山 健一	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	藤原 伸二	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	川端 節子	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	山川 三則	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	外村 淳夫	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	東 義久	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 FORCE ABILITY	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	梶本 弘樹	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	北川 優也	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変更納期限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	黒瀬 真志	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	山田 耕太郎	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 ZEAL	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	中村 一生	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	HOSSEINIMAZYNANI SEYEDHOSSEIN	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	黒田 英樹	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	堀内 瑛司	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	持田 文恵	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	本田 了悟	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	高田 功輝	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	中山 勇	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変更納期限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	中島 潤智	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	井岡 春男	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	山本 悠一	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	加藤 悟志	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	新實 玲菜	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	ZHANG YI HAN	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	今井 大暉	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	高橋 廣樹	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	山下 陽光	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	辨官 陸	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	協同組合 ファイブツー	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変更納期限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	池田 麻希子	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 ZEAL	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	西田 和真	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	末田 聖	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	山川 研人	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	西脇製パン 有限会社	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	今井 清司	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	安田 一起	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	堀 勝昭	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	木成 幸二	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	佐藤 友哉	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度 公示送達書

京都府府税事務所長

下記の者に係る書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

登 録 番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	納 期 限	変 更 納 期 限	適 要
地方税法の規定により送達する書類	駒井 肇	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	細谷 美年子	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	岡田 英之	R08- 6- 1	R08- 8-25	
地方税法の規定により送達する書類	高尾 聖也	R08- 6- 1	R08- 8-25	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。